

電磁環境委員会運営細則

1997年（平成9年）12月11日第1回電磁環境委員会制定

2018年6月11日 第22回電磁環境委員会改正

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）電磁環境委員会規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、電磁環境委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の実施事項）

第2条 委員会は規程第2条に定める任務を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- 一 電磁環境問題に関する調査・研究
- 二 電磁環境問題に関する国内外の他機関との協力
- 三 電磁環境問題に関する普及、啓発活動
- 四 前各号に掲げるもののほか、委員会で必要と認めた事項

（議長）

第3条 委員会の議長は、委員長とする。

（定足数）

第4条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、代理者及び議長への委任状の提出者も出席者とみなす。

（議決）

第5条 委員会の議事は出席委員の過半数の同意をもって議決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、関係者をオブザーバーとして出席させることが出来る。

（運営幹事会）

第7条 委員会に運営幹事会を設置する。

- 2 運営幹事会は、委員会に上程する議案及び委員会の運営に関する重要な事項を審議する。
- 3 運営幹事会は、通常会費を複数口納入する委員（委員が指名した者を含む。）のう

ちから委員長が指名した者により構成する。

4 運営幹事会に、座長 1 名及び副座長 1 名を置く。

5 座長及び副座長は、運営幹事会の構成員の中から、委員長が指名する。

(部会の設置)

第 8 条 委員会に、調査研究部会及び広報部会を設置する。

2 調査研究部会は第 2 条第一号及び第二号に掲げる事項を行い、広報部会は同条第三号に掲げる事項を行う。

3 部会は、当該部会の活動に参加を希望する委員又は特別委員（当該委員又は特別委員が指名した者を含む。）によって構成する。

4 部会には、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。

5 部会長及び副部会長は、当該部会の構成員の中から、委員長が指名する。

(部会の活動経費)

第 9 条 部会の活動に必要な経費は、委員会で承認された事業計画及び収支予算に基づいて支出する。

(部会への委任)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会において別に定める。

附 則

この運営細則は、平成 9 年 12 月 11 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 6 月 11 日第 22 回電磁環境委員会改正）

この運営細則の改正は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。